



筆界特定の申請が取り下げられた旨の公告

下記の筆界特定の手続に係る申請は取り下げられたので、不動産登記規則第245条第4項の規定により、公告する。

令和7年3月25日

広島法務局 筆界特定登記官



記

筆界特定手続の表示

手続番号	令和6年第20号
対象土地	広島市西区山田町104番2 広島市西区山田町87番
手続番号	令和6年第21号
対象土地	広島市西区山田町84番14 広島市西区山田町84番14先水路
手続番号	令和6年第22号
対象土地	広島市西区山田町84番6 広島市西区山田町84番6先里道